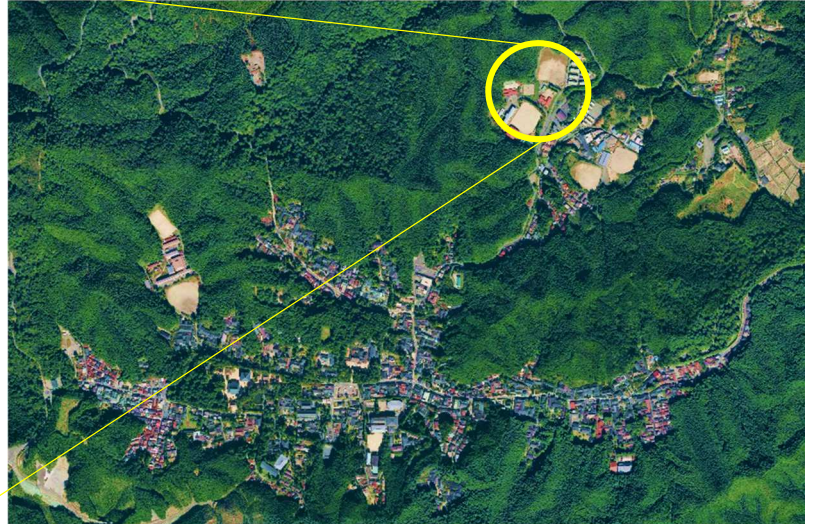


教育施設等の施設整備は、高野山中学校周辺地域で計画しています。



## 1. 子ども達の教育環境の変化

子ども達の教育環境の変化（新しい学習指導要領）と高野町が目指す一貫教育※資料②をご覧ください。

**2030年の社会と子供たちの未来** 『学習指導要領等の改善及び必要な方策等についてより抜粋』

（予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる）

- 21世紀の社会は知識基盤社会であり、こうした社会認識は今後も継承されていくものであるが、近年、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきている。とりわけ第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされている。
- 社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている。このような時代だからこそ、子供たちは、変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待される。
- いかに進化した人工知能でも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理であるが、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の学習である。
- 子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である

## 2. 高野町の現在人口と将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）

年	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
2018年	3073	74	88	75	78	102	118	125	166	153	175	167	191	238	278	238	268	220	193	126
2020年	2858	56	80	66	129	128	112	123	151	137	175	151	164	200	216	250	221	212	172	115
2025年	2440	43	47	73	123	89	87	93	107	131	132	166	142	157	180	192	218	183	146	131
2030年	2082	35	36	43	125	85	60	72	80	92	127	124	155	137	143	159	168	182	129	130
2035年	1750	24	29	33	77	85	57	51	61	68	89	119	116	150	125	126	141	141	131	127
2040年	1455	16	20	27	58	53	58	48	43	51	64	84	111	113	137	110	111	119	102	130
2045年	1206	13	13	18	48	40	35	48	41	36	49	61	79	108	103	121	98	94	87	114

人口減少の進行（全国）

出生数 S48：209万人⇒

H30：92.1万人(44%)

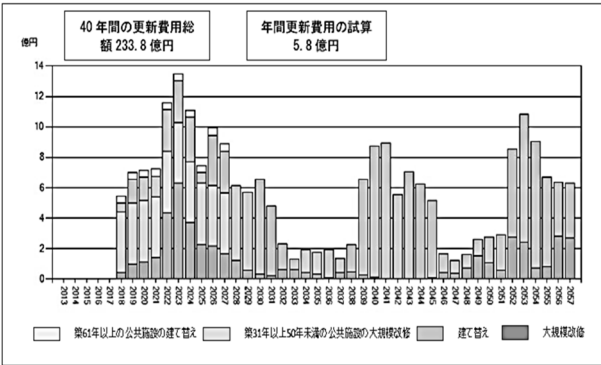
死亡数 H30：136.9万人

出生数－死亡数＝△44.8万人

約20年後には、高野町の人口が現在の半数になると推計されています。

### 3. 高野町全体の公共施設更新（建替・大規模改修）費について

◆本計画対象公共施設の将来更新費用推計グラフ



※一般財団法人 地域総合整備財団 公共施設更新費用試算ソフト Ver.2.10 より作成

#### 3. 公共施設の将来更新費用推計

本計画の対象となる施設をすべて改修や建て替え更新等を実施した場合、40年間総額で233.8億円かかる試算結果となります。これは年平均額にしますと、およそ5.8億円かかる試算となります。本町の財政状況を考慮しますと、すべての費用を補うことは不可能であり、公共施設を適切に維持管理していくためには、施設の数を減らしたり、利用料の見直し等の対応が必要になってきます。ただし、まずは使われていない施設や利用頻度の低い施設を調査し、本町として、行政サービスに不要と判断された施設について譲渡や除却を進めていきます。

2. 3は全国的な公共施設に関する問題である。この問題を解消するため、新しい制度が国で導入された。

- 公共施設等適正管理推進事業債
- PPP（官民連携事業）の推進 など

※PPPとは、民間のアイデア、ノウハウ、資金等を施設整備時に活用する仕組みのことです。

### 4. 高野山地区における育児施設及び学校教育施設の現状

- 下記の建物の建替えを行なった場合の費用は、総額約30億円（公共施設更新費用試算ソフトにより作成）
- 建物以外にも外構工事費用、現地建替えを行うのであれば仮校舎の費用、現在の建物の撤去費用等も必要である。
- 公共施設整備は、どの施設を継続させるか、新たに建設する場合どのように活用するか長期的視野で見極めが重要！

施設名称	高野山小学校	総延床面積	4681.60㎡	施設の現状と問題点
所在地	高野山 376	総建替え費用	1,309,770千円	・教員室棟は建設後45年経過している
主な建物		建築年月日	新・旧耐震基準耐震化等工事	・グラウンドは、小学校グラウンド設置基準
教員室棟	1309.00㎡	S49.7.30	耐震化済	・空き教室がある（各クラス2→1になった）
教室棟	2054.00㎡	S54.12.31	耐震化済	・体育館は高野町で一番新しい体育館
体育館	909.00㎡	H7.5.30	新耐震	・建物の一部が土砂災害警戒区域
施設名称	高野山中学校	総延床面積	4303.00㎡	施設の現状と問題点
所在地	高野山 26-2	総建替え費用	1,419,990千円	・教員室棟等耐震化が行われている
主な建物		建築年月日	新・旧耐震基準耐震化等工事	・空き教室がある（各クラス2→1になった）
教員室棟	1488.00㎡	S44.3.31	耐震化済	・校舎の中央部が地盤沈下している
体育館	1333.00㎡	S45.3.31	耐震化済	・非常階段、ベランダにクラックが多数
セミナーハウス	160.00㎡	S44.3.31	旧耐震	・建物の一部が土砂災害警戒区域
施設名称	高野山こども園	総延床面積	617.15㎡	施設の現状と問題点
所在地	高野山 26-5	総建替え費用	203,660千円	・建物の一部が地盤沈下
主な建物		建築年月日	新・旧耐震基準耐震化等工事	・保育所をこども園として使用
園舎	617.15㎡	S54.4.1	旧耐震	
施設名称	学校給食センター	総延床面積	256.00㎡	施設の現状と問題点
所在地	高野山 26-2	総建替え費用	59,400千円	・建物全体が地盤沈下
主な建物		建築年月日	新・旧耐震基準耐震化等工事	・老朽化
給食センター	256.00㎡	S45.3.31	旧耐震	

早期対応  
が必要

## 5. 財源について

本計画の財源として下記の公共施設等適正管理事業債の利用を検討しています。

### 公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。

(期間:平成29年度から平成33年度まで)

#### 公共施設等適正管理推進事業債

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象

#### ①集約化・複合化事業

(対象事業) 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 (充当率等) 充当率: 90%、交付税措置率: 50%

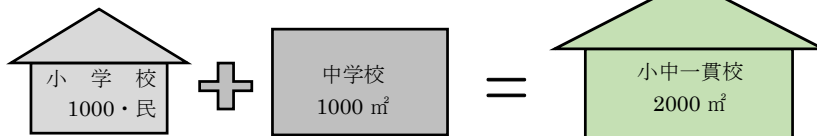
例 公共施設の集約化・複合化した施設の建設費が10億円かった場合

10億円×充当率90%=9億円(この9億円は国から借金できます。)※1億円は借りる時点で必要!

9億円×交付税措置率50%=4億5千万円は交付税として国から高野町に入ります。

よって実施負担額は、1億円と4億5千万円(30年で返済)で5億5千万円です。

(集約化・複合化のイメージ)



(ポイント)

- 施設が一体型になってないと複合化となりません。※渡り廊下でつなぐ×
- 地方債措置の期限は、現在のところ平成33年度まで

## 6. 建設方法について

建設方法については、公募型(プロポーザル)によるデザインビルドで検討しています。

デザインビルドとは、設計と施工を一体化する手法のことで主に民間工事で採用されてきたものです。

従来の方式とは下記の違いがあります。

従来方式は設計・施工を分けて行う。

①設計  
(design)

②施工  
(build)

デザインビルド(今回検討)

①設計・施工(一体化)  
(design・build)

メリット

- 行政が考える建物を設計してもらおう
- 設計事業者・施工事業者が各自で事業に参加できる
- 設計・工事等を監視しやすい

デメリット

- 行政が考える建物を設計しかできない
- 民間の意見(アイデア・ノウハウ等)が反映されにくい
- 建物等の不備があった場合に責任が設計・施工で曖昧になる
- 契約行為等が分かれるため、工事等に時間がかかる

メリット

- 民間の意見(アイデア・ノウハウ等)を取り入れやすい
- 建物等の不備の責任が明確
- 契約行為が少ないので工事等の期間が短い
- 建物の費用を抑制できる

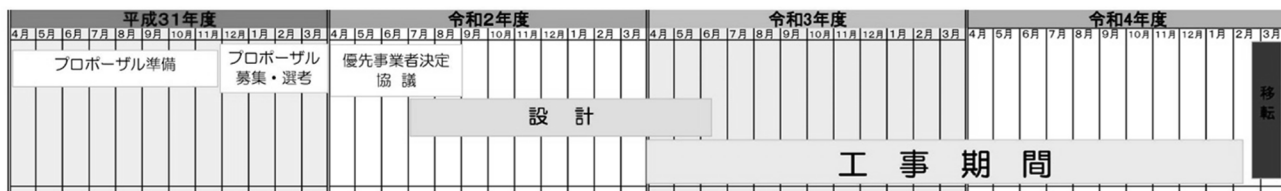
デメリット

- 設計事業者・施工事業者が各自で事業に参加できない
- 設計・工事等に民間事業者の自由度が上がるので監視が必要

## 7. 事業想定スケジュール(デザインビルド方式の場合)

- (平成31年) 2019年9月までに、こんなこども園・学校施設等を整備してほしいというご意見をまとめたいと考えています。(ワークショップ・アンケート・説明会を開催します。)
- (平成31年) 2019年12月までにプロポーザルに必要な要求水準書を作成します。
- (令和2年) 2020年1月プロポーザルによってこの事業の参加事業者を募集します。
- (令和2年) 2020年3月プロポーザル参加事業者の選考会を行います。
- (令和2年) 2020年4月頃までには優先交渉事業者決定し、協議を開始したいと考えます。
- (令和3年) 2020年5月頃から1年間をかけて具体的な設計を行い、工事を開始します。
- (令和5年) 2023年3月開設予定: 複合施設建設を計画しているため工期は2年間としています。

スケジュール  
イメージ



移転

# 8. 学校複合化・集約化事例

## 4 区分所有による学校施設の高機能化

東京都品川区

### 品川区立第一日野小学校

#### 【背景】

- ・改築前は、現在の敷地に中学校・教育総合会館（図書館・教育センター）、文化センターがあり、その隣地に第一日野小学校及び幼稚園があった。
- ・中学校の移転に伴い、跡地に小学校を改築。既存の教育総合会館を改修・増築し、幼保一体施設も同時に整備した。



#### 【学校概要】

- ・学校規模 / 17学級550名（うち、特別支援学級3学級22名）
- ・複合施設 / 小学校・・・7,830㎡
- ・幼保一体施設・・・1,475㎡
- ・図書館・・・1,181㎡
- ・文化センター・・・4,508㎡
- ・教育センター・・・1,454㎡
- ・整備時期 / 平成3年
- ・構造 / R C造一部S造地上6階塔屋1階

#### 【運営体制】

- ・施設全体の維持管理業務は民間の管理業者に委託。

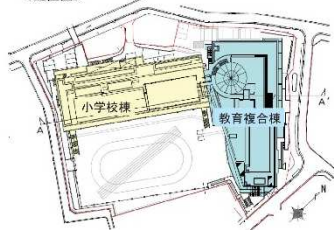
#### 【取組の内容】

- 5つの異なる教育・文化施設を一体的に整備
  - ・小学校、幼保一体施設、図書館、文化センター、教育センターといった教育・文化施設を改築・改修・増築等により一体的に整備した。
- 相互利用・交流活動
  - ・小学校の校庭や体育館を幼保一体施設でも使用している。
  - ・幼児用のプールや読書スペースを、小学校内に設置している。
  - ・小学校の余剰教室を、保育園の一時保育やPTA活動に使用している。
  - ・学校の図書室で、隣接する区立図書館の資料も貸出しが可能である。
  - ・設備の整った音楽ホールを、音楽発表会等で使用することができる（使用料無料）。
  - ・授業や親子教室等でプラネタリウムを活用できる。

<A-A'断面図>



<配置図>



凡例 小学校 文化センター  
図書館 教育センター



音楽ホール

#### 【取組の特徴・ポイント】

- 各施設は明確に区分されており、動線は交わらない。
- 敷地の高低差を生かしつつ、各施設を利用しやすく配置している。
- 小学校の設備とスペースを幼児教育にも活用できる。小学校・幼稚園・保育園における教育活動に連続性を持たせている。
- 小学校、幼保一体施設、教育センターといった地域の教育施設と、音楽ホール・プラネタリウム・スタジオ等、地域の文化施設が集約された、地域の教育・文化活動の拠点施設となっている。
- 施設を区分所有化するために、各施設の維持管理や動線、セキュリティ区分などに留意した計画とし、「管理運営方法検討会」を立ち上げて各施設と協議を重ねた。
- 竣工後も、施設長会議を毎月実施し、連絡調整を密に行っている。

#### 【取組の効果】

- 施設の維持管理は一括して民間管理業者に委託しているため、効率化が図れている。
- 学校教育にも公共施設を有効に活用できる。
- 多様な施設に囲まれていることで、日常的に学習や文化に対する関心や活動の機会が高まる。

#### 【取組後見えてきた課題】

- 各施設ごとの管理部分を明確化しにくい場合がある。

# 9. 土砂災害ハザードマップ

## 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

### 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

### 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

### 警戒区域では

警戒避難体制の整備  
土砂災害が発生するおそれのある、災害時の迅速な避難が図れるように土砂災害警戒区域に定められ、警戒避難体制の整備が行われます。  
【取組内容】



### 特別警戒区域ではさらに



## 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

### 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

（土砂災害防止法施行令 第二条）

#### ■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

#### ■ 土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

#### ■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

### 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

（土砂災害防止法施行令 第三条）

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

